

狛江市職員の懲戒処分の標準例の改定について

1. 非違行為に「パワー・ハラスメント」を加える。
 - (1) 職務上の地位若しくは権限又は職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて職員の人格又は尊厳を侵害する言動（パワー・ハラスメント）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合。当該非違行為に対する懲戒処分については、「停職、減給又は戒告」とする。
 - (2) パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合。当該非違行為に対する懲戒処分については、「停職又は減給」とする。
 - (3) パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合。「免職、停職又は減給」とする。
2. 改定の適用日
令和2年6月1日
3. その他
「狛江市職員の懲戒処分の標準例」については、庁議終了後に「Garoon」の「庁内掲示板」に登録いたします。

(別表) 狛江市職員の懲戒処分の標準例(案)

非違行為の種類	非違行為の内容	免職	停職	減給	戒告
一般服務関係					
欠勤	過去 1 年間に正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた場合			●	● 訓告
	過去 1 年間に正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた場合		●	●	
	過去 1 年間に正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた場合	●	●		
遅刻・早退	正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合				●
休暇・職免等の虚偽申請	病気休暇、特別休暇、介護休暇、職免、印時省略及び印時忘却について虚偽の申請をした場合			●	●
勤務態度不良	勤務時間中に職務を怠り、又は職場を離脱し、公務の運営に支障を生じさせた場合			●	●
営利企業等の従事	許可なく営利企業等に従事した場合		●	●	●
職場内秩序びん乱	他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合		●	●	
	他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合			●	●
虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合			●	●
秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	●	●	●	
個人情報保護義務違反	個人情報のデータ改ざん等不適切な処理により、個人の人格的利益を侵害した場合	●	●	●	
セクシャル・ハラスメント（職員に限らず、委託業者及び市民等も相手に含む）	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	●	●		
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という）を繰り返した場合		●	●	
	上記の場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	●	●		
	相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合			●	●

パワー・ハラスメント (職員に限らず、委託業者及び市民等も相手に含む)	職務上の地位若しくは権限又は職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて職員の人格又は尊厳を侵害する言動(パワー・ハラスメント)を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合		●	●	●
	パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合		●	●	
	パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	●	●	●	
収賄・供応	職務に関し賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束した場合	●			
	職務に関し関係業者等との虚礼・贈答の授受を行い、又は接待・会食等の供応を受けた場合		●	●	●
法令等違反・不適正な事務処理等	職務の遂行に関して法令等に違反し、又は不適正な事務処理等を行うことにより、公務の運営に重大な支障を与え、又は市民等に多大な迷惑をかけた場合			●	● 訓告 嚴重注意
公金公物取扱い関係					
横領・窃取	公金又は公物を横領し、又は窃取した場合	●			
詐取	人を欺いて公金又は公物を交付させた場合	●			
紛失	公金又は公物を紛失した場合			●	●
盗難	重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った場合			●	●
公物損壊	故意に職場において公物を損壊した場合			●	●
出火・爆発	過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした場合			●	●
諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合			●	●
公金・公物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした場合			●	●
情報システム関係					
コンピュータの不適正利用	コンピュータを職務外の目的で使用(インターネットへの不正アクセス、情報資産の不正コピー、わいせつ文書・図画の閲覧、メールの私的利用、電子データの損壊等)し、公務の運営に支障を生じさせた場合		●	●	● 訓告
	情報資産が記録されている情報端末等を無断で庁舎外に持ち出し、公務の運営に支障を生じさせた場合		●	●	● 訓告
不正アクセス	他人のパスワードを使用し、又は情報システムにおける安全上の不備を利用して不正に情報システムにアクセスし、システム又は情報資産等の破壊若しくは改ざん及び消去等を行い又は情報を漏えいさせた場合	●	●		
	他人のパスワードを使用し、又は情報システムにおける安全上の不備を利用して不正に情報システムにアクセスした場合		●	●	●
不正アクセスの幫助	ネットワーク管理者又はパスワードを付与されている利用権者のパスワードを第三者に提供した場合		●	●	

コンピュータウイルス その他不正プログラムの利用	故意にコンピュータウイルスその他不正プログラムを利用して情報システム又は情報資産等の損壊若しくは改ざん及び消去等を行い、又は情報を漏えいさせた場合	●	●		
	故意にコンピュータウイルスその他不正プログラムを利用して情報システムの適正な運用を妨げた場合		●	●	
公務外非行					
放火	放火をした場合	●			
殺人	殺人をした場合	●			
傷害	人の身体を傷害した場合	●	●	●	●
暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをしたが人を傷害するに至らなかった場合		●	●	●
器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合			●	●
横領	自己の占有する他人の物（公金及び公物を除く）を横領した場合	●	●		
	遺失物、漂流物その他占有を離れた他人のものを横領した場合			●	●
窃盗・強盗	他人の財物を窃取した場合	●	●		
	暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	●			
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	●	●		
賭博	賭博をした場合			●	●
	常習として賭博をした場合	●	●		
麻薬・覚せい剤等の所持等	麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・危険ドラッグ等を所持、使用又は譲渡等をした場合	●			
酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗り物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合		●	●	● 訓告 嚴重注意
淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を代償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	●	●		
わいせつ行為	強制わいせつ・痴漢行為・盗撮・のぞき等のわいせつ行為をした場合（未遂を含む）	●	●	●	
ストーカー行為	つきまとい等のストーカー行為をした場合	●	●		
交通事故・交通法規違反関係					
飲酒運転での交通事故 （人身事故を伴うもの）	酒酔い運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	●			
	酒酔い運転で人に傷害を負わせた場合	●			
	酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	●			
	酒気帯び運転で人に傷害を負わせた場合	●			

飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	●	●	●	
	上記の場合において事故後の救護を怠る等措置義務違反をした場合	●	●		
	人に傷害を負わせた場合			●	●
	上記の場合において事故後の救護を怠る等措置義務違反をした場合	●	●	●	
交通法規違反	酒酔い運転をした場合	●			
	酒気帯び運転をした場合	●	●		
	上記の場合において、物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	●			
	悪質な交通法規違反をした場合		●	●	●
	上記の場合において、物の損壊に係る交通事故を起こしてその後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	●	●	●	
	飲酒運転であることを知りながらこれに同乗した場合、又は同乗しない場合でもそれを容認した場合	●	●	●	●
飲酒運転となることを知りながら他の者に酒類を提供し、又は飲酒を勧めた場合		●	●	●	
監督責任関係					
指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合			●	● 訓告 嚴重注意
非行の隠ぺい・黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合		●	●	